

保育料の概算を算定する場合の市民税の所得割額は、市民税の「税額控除所得割④」の金額に6/8を乗じた金額になります。

今回の例では、 $182,560 \times 6/8 = 136,920$ 円となります。

保護者(父と母)の所得割額を足したもので保育料を算定しますので、配偶者の市民税の所得割額が0円の場合、保育料は「利用者負担額表」の階層C9に該当し、軽減対象でなければ、32,000円/月となります。

給与所得等に係る市民税・県民税・特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）



整理番号											課税標準	総所得③	2,282,000	
所得	給与収入	5,159,564	主たる給与	営業等	農	不動	利	配	給	雑	一讓	山林所得	0	
	給与所得(所得金額調整控除後)	3,684,800	以外の合算		業	産	子	当	与	時渡	分離短期譲渡	0		
	その他の所得計	0	所得区分									分離長期譲渡	0	
		総所得金額①		3,684,800										
所得控除	雑損	0	障・寡・ひ・勤	0										
	医療費	29,726	配偶者	0										
	社会保険料	550,520	配偶者特別	0										
	小規模企業共済	0	扶養	330,000										
	生命保険料	62,500	基礎	430,000										
地震保険料	0	所得控除合計②	1,402,746											
寄附金税額控除額		市 41,680	県 10,420											
住宅借入金控除額		市 83,040	県 20,760											
確定申告の内容が、申告時期・内容により、この通知に反映していない場合があります。														

市民税	税額控除所得割④	182,560	納付額		
	税額控除額⑤	126,720	6月	7,000	
	所得割額⑥	55,800	7月	6,200	
	均等割額⑦	3,500	8月	6,200	
	県民税	税額控除所得割④	45,640	9月	6,200
		税額控除額⑤	31,680	10月	6,200
		所得割額⑥	13,900	11月	6,200
		均等割額⑦	2,000	12月	6,200
		特別徴収税額⑧	75,200	1月	6,200
	控除不足額⑨	0	2月	6,200	
	既充当額⑩	0	3月	6,200	
	既納付額⑪	0	4月	6,200	
差引納付額(⑧-⑩-⑨,⑩)	75,200	5月	6,200		
変更前税額⑫	0				
増減額(⑧-⑫)	0				
変更月		月			